

ISPM No. 7（輸出植物検疫証明システム）の改正

〔概要〕

各国の国家植物防疫機関（NPP0）が行う輸出植物検疫証明制度が具備すべき要件について NPP0 に対するガイドラインが記載されている。具体的には、①NPP0 の責任、②職員に求められる資質、③輸出植物検疫証明の手続き、記録保存、④関係者との連絡体制等について記載している。

今回、国際貿易における輸送方法、物流形態の多様化等に対応するための見直しを行う。

〔経緯〕

- ・1997(平成9)年11月、ISPM No. 7 が承認
- ・2006(平成18)年4月、ISPM No. 7 の改正が作業プログラムに追加
- ・2008(平成20)年2月、専門家作業部会(EWG)により ISPM の改正案が作成
- ・2009(平成21)年5月、基準委員会(SC)で各国協議案として承認

〔対応〕

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
【主な変更点】 1. 植物検疫証明書発行は、「Public Officer」に限る一方、非政府職員も NPP0 の承認を得てそれ以外の特定の証明機能を果たすことが出来る [26] 2. 輸入国の植物検疫要求事項に関する情報 [27－28] NPP0 は可能な限り輸入国から入手できる現行の公式の輸入要求事項を持ち、植物検疫証明は輸入国からの公式情報に基づき行うべきである。この情報は地域的植物防疫機関（RPP0）又は IPPC ホームページから入手できることもある。また、NPP0 は、輸出者に仕向国の要求事項に関	・IPPC では、植物検疫要求事項に関する情報の提供を行うことが規定されている。このため、「各 NPP0 は、自国の情報を RPP0 又は IPPC ホームページに公表するべきである」の記述を追加。 また、当該情報は望ましくは FAO の公用語の 1 つ、できれば英語で公表すべき。

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
する情報提供を要請してもよい。 3. 付録1（現在作成中）[57] 植物検疫証明書を発行するために必要な NPP0 の要件等について draft 中。	